



紀宝町 新生活等応援事業（令和7年度）

各支援制度には、さまざまな条件がありますので、詳しくは右記の二次元コードの紀宝町ホームページをご確認いただくか、下記の担当部署までご相談ください。



町 HP

【問い合わせ先（市外局番 0735）】

総務課	33-0333	企画調整課	33-0334	防災対策課	33-0335
産業振興課	33-0336	税務住民課	33-0337	環境衛生課	33-0338
福祉課	33-0339	教育課	33-0341	基盤整備課	33-0357
みらい健康課	33-0355				

子育て支援制度

【福祉課】

◆出産祝い金事業 ⚠️ 申請期限あり（出生後 30 日）

「まちの宝」の誕生を祝い、第2子出生時に10万円、第3子出生時に20万円、第4子以降の出生時に30万円の祝い金を支給します。

◆子ども医療費助成事業

高校3年生までの子どもを対象とし、保険診療の自己負担分を助成します。

◆チャイルドシート購入費補助事業

6歳未満の幼児が使用するチャイルドシート（ジュニアシート含む）の購入費用の一部（最大2万円）を幼児1人につき、2回まで助成します。

◆保育所保育料第2子以降無償化事業

第2子以降の保育所保育料・児童発達支援施設利用料を無償化しています。

【福祉課・教育課】

◆給食費無償化事業

保育所・幼稚園・児童発達支援施設・小学校・中学校の給食費を無償化しています。

【教育課】

◆検定チャレンジ補助事業 ⚠️ 申請期限あり（検定日と同一年度の末日）

英検・数検等の検定料の一部を助成します。（検定料の2分の1、最大4千円/年）
※1人あたり同一年度内で2回まで。

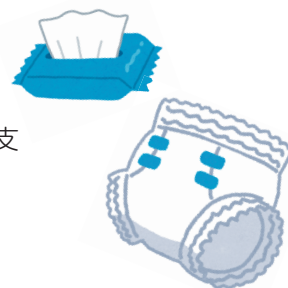
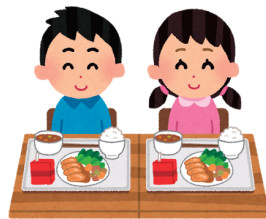
【みらい健康課】

◆子育て用品支給事業

1歳未満の乳児1人あたり計3回、紙おむつ（1パック）とおしりふき（1セット）を支給します。

◆不妊治療通院費一部助成事業 ⚠️ 申請期限あり（治療日と同一年度の末日）

不妊治療の通院にかかった交通費、宿泊費の一部を助成します。
（交通費：最大2.5万円/回、宿泊費：最大5千円/泊）



住宅関連支援制度

【企画調整課】

◆町有地分譲

定住を促進し、地域の活性化を図るため、町が所有する土地を分譲します。

◆空き家バンク事業

移住・定住を希望される方に町内の空き家情報を提供します（売買物件と賃貸物件があります）。

◆空き家バンク登録促進助成金事業 ⚠️ 要事前申請

①空き家バンクに物件を登録するため、町内業者に委託して空き家の清掃や家財道具等の残置物を搬出・処理する場合に費用の一部を助成します。（最大3万円）

②空き家バンクに物件を登録するため、町内の建設業者の施工で修繕を行う場合に工事費用の一部を助成します。（最大10万円）

◆空き家改修支援事業 ⚠️ 要事前申請、申請期限あり（住宅購入後6か月）

購入した空き家の改修工事を町内の建設業者の施工で行う場合に工事費用の一部を助成します。（最大10万円分の商品券）

◆住宅購入支援事業 ⚠️ 申請期限あり（住宅購入後6か月）

町内において住宅を購入（新築・中古問わない）した方を対象に購入費用の一部を助成します。（最大5万円分の商品券）※義務教育終了前の子ども1人につき5万円分の加算があります。

◆マイホーム取得資金利子補給金事業 ⚠️ 申請期限あり（融資契約後6か月）

マイホーム取得資金の融資を受けるために、融資契約等を締結し、住宅を取得した方を対象に融資利子の一部を最長5年にわたって支給します。（最大10万円/年）

【防災対策課】

◆耐震関連事業 拡充 ⚠️ ①、③要事前申請

①昭和56年5月31日以前に着工した住宅の耐震診断・耐震補強等にかかる費用の一部を補助します。
i.耐震診断（無料） ii.耐震補強設計（最大34万円） iii.耐震補強工事（最大157.5万円）

iv.リフォーム工事（最大20万円）※リフォーム工事は耐震補強工事と同時に行う場合のみ対象

②家具の転倒等を防止するために有効な金具等の器具およびガラス飛散防止フィルムの購入費用を補助します。（最大5千円）

③地震による住宅の倒壊から生命を守るため、耐震シェルターの設置費用の一部を補助します。（最大100万円）※昭和56年5月31日以前に着工した住宅が対象

◆住宅用火災警報器設置補助事業

住宅用火災警報器の購入費用の全額または一部を補助します。（最大5千円）

◆感震ブレーカー設置補助事業

感震ブレーカーの購入費用を補助します。（最大3千円）

【産業振興課】

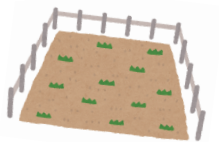
◆木造住宅建設促進対策事業 ⚠️ 要事前申請

町内及び新宮市内の業者が施工する熊野材を使用した木造住宅を新築、または増築する場合に費用の一部を助成します。（最大50万円）

【環境衛生課】

◆町営浄化槽推進事業

単独浄化槽やくみ取り式便所から町営浄化槽へ設置替えする場合に、浄化槽までの配管費用（最大6万円）、単独浄化槽の撤去費用を補助します。（最大9万円）



若者支援制度

【企画調整課】

◆結婚新生活支援事業 ⚠️ 対象者：R7年1月1日～R8年3月31日に婚姻した夫婦ともに39歳以下の新婚世帯、申請期限あり（年度末）
結婚を機に町内に住居を購入する、または住居を借りるための費用（引っ越し費用含む）を補助します。（夫婦ともに29歳以下：最大60万円、その他：最大30万円）

◆若者定住促進奨学金返還支援事業 ⚠️ 対象者：基準日時点で39歳以下
返還した奨学金の全額または一部を最長5年にわたって支給します。（最大10万円／年）

◆活力あふれる若者定住応援事業 ⚠️ 対象者：基準日時点で29歳以下
高校・大学等を卒業後または町外から転入し、地元企業等に就職した方等に市町村民税相当額を最長5年にわたって支給します。（最大5万円／年）

◆若者応援民間賃貸住宅家賃助成事業 ⚠️ 対象者：基準日時点で39歳以下、申請期限あり（賃貸契約後6か月）
町内の民間賃貸住宅の賃貸契約を締結し、その借り上げに要した費用の一部を最長2年にわたって助成します。（最大2万円／月）

【環境衛生課】

◆町営浄化槽設置分担金軽減事業 ⚠️ 対象者：申請者が39歳以下
住宅を新築し、町営浄化槽を設置する場合に浄化槽設置分担金の一部を助成します。（最大65,500円）

【税務住民課】

◆固定資産税の特例措置 ⚠️ 対象者：新築住宅の所有者が39歳以下
町内に住宅を新築した場合、その住宅にかかる固定資産税を最長8年にわたって減税します。（1～3年目は4分の3、4～8年目は2分の1の額を減税）

移住支援制度

【企画調整課】

◆移住新生活応援事業 ⚠️ 申請期限あり（転入後6か月）
県外から移住した方に対して、生活費の一部を助成します。（最大5万円分の商品券）

◆空き家リノベーション支援事業 ⚠️ 要事前申請、申請期限あり（転入後6か月）
町外から移住する方が空き家を町内の建設業者の施工で改修して住む場合、改修費用の一部を補助します。（県内の方：最大50万円、県外の方：最大62.5万円）

◆移住・就業マッチング支援事業 ⚠️ 申請期間あり（転入後3か月から1年）
東京圏から移住し、要件を満たした場合に支援金を支給します。（世帯：100万円（子育て加算100万円／人）、単身：60万円）

◆お試し住宅 ⚠️ 要事前申請
移住を検討している方に対して、町が所有する住宅を一定期間（1泊2日～6泊7日）無料で貸し出します。



その他の支援制度

【企画調整課】

◆ハッピーマリッジ祝い金事業 ⚠️ 申請期限あり（婚姻・宣誓後6か月）
結婚新生活支援事業の対象外の新婚世帯およびパートナーシップを宣誓された2人に対して祝い金を支給します。（一律3万円）

◆高齢者等おでかけ応援電動車等購入支援事業 ⚠️ 申請期限あり（購入後3か月）
65歳以上で運転免許証を自主返納された方や身体障がい者手帳の交付を受けている方などを対象に新品電動車等の購入にかかる費用の一部を補助します。（最大16万円）

【福祉課】

◆高齢者補聴器購入費助成事業 ⚠️ 要事前申請
65歳以上で耳鼻咽喉科の医師からの意見書等を受け取った方を対象に補聴器の購入に要する費用を助成します。（最大3万円）

【総務課】

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業 ⚠️ 申請期限あり（返納後6か月）
65歳以上で運転免許証を自主返納された方に、2万円分のタクシー利用券と1万円分の商品券を支給します。

◆自転車用ヘルメット購入費補助事業 ⚠️ 申請期限あり（購入日と同一年度の末日）
自転車用ヘルメット着用を促進するため、購入費用の一部を補助します。（最大2千円）

【防災対策課】

◆ブロック塀等除去改修事業 ⚠️ 要事前申請
避難路等に面するブロック塀等を除去または改修する費用の一部を補助します。（事業費の3分の2、最大20万円）

【産業振興課】

◆店舗等魅力アップ事業 ⚠️ 申請期間あり
飲食業、小売業およびサービス業の店舗等で経営を行っている事業者に対して、魅力アップのための改修工事費の一部を補助します。（最大50万円）

◆創業支援助成金事業 ⚠️ 申請期間あり
起業に必要な費用（改修工事費・広告宣伝費・賃貸料等）の一部を補助します。（最大50万円）

◆新規就農者育成総合対策事業
認定新規就農者（就農時49歳以下で新規参入者、親元就農者等）に対して月額12.5万円（150万円／年）を最長3年にわたって支給します。

【基盤整備課】

◆建物解体助成事業 ⚠️ 要事前申請
5年以上居住されていない町内の家屋を解体する場合に費用の一部を補助します。（最大50万円）

